

北区域で福祉ボランティア活動を行う団体・ボランティアグループに対する助成

令和8年度 北区善意銀行「特定テーマ」拠出

「福祉ボランティア活動応援資金」拠出先の募集

大阪市北区社会福祉協議会では、市民や団体、企業のみなさまから預託された現金や物品を基に、「善意銀行」を設置しています。

区内の地域福祉の推進を目的に、「善意銀行」に預託いただきましたみなさまの善意を活用し、区内で活動している団体等を支援し、より区民のみなさまに見える形で福祉の増進に貢献する仕組みとして、特定のテーマを決めて、そのテーマに沿った活動等を行っている団体に対して交付する「特定テーマ」拝出を実施いたします。

この「特定テーマ」払出のひとつのメニューとして、平成25年度から、「福祉ボランティア活動応援資金」を設けております。

「福祉ボランティア活動応援資金」では、毎年一回、区内で福祉ボランティア活動を行う団体を対象に、拠出先を募集します。

1. 払出対象

- ・活動拠点が北区内にあり、且つ、北区への貢献度が明確であり、北区内で北区民を対象に福祉ボランティア活動を行っているグループ・団体
- ・5人以上で構成されていること。法人格の有無は問わない。
- ・北区ボランティア・市民活動センターに登録しているグループ（未登録の場合は、助成決定後必ず登録すること）
- ・連続交付（大阪市ボランティア活動振興基金を含む）は3年までとする。
- ・申請団体名名義の通帳を有していること（個人名義の通帳は不可）
※ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外となります。
 - ・宗教活動や政治活動を目的とするものやその管理下にあるもの
 - ・営利を目的とするもの
 - ・法令や公序良俗に反する活動を行っているもの
 - ・暴力団もしくはその構成員の統制下にあるもの
 - ・地方公共団体の助成金並びに公的助成を受けているもの
 - ・団体予算が100万円を超えていいるもの

2. 対象となる活動 福祉ボランティア活動とは、地域や福祉施設で行われるおもに高齢者・障がい者・児童を対象とする自発的な活動をいいます。

活動領域	地域や福祉施設での特技を生かした活動（音楽・パフォーマンスなど）
	図書・朗読に関わる活動
	視覚障がい者・聴覚障がい者に関わる活動（点訳・音訳・手話など）
	精神保健ボランティア活動
	地域での喫茶・サロン活動
	子育て支援・おもちゃ図書館活動
	地域生活支援（外出支援や家事援助など）
その他、善意銀行運営委員会で判断した活動	

3. 対象経費 福祉ボランティア活動にかかる次の事業に要する経費
①広報・啓発活動
②ボランティア養成・リーダー養成活動
③ボランティア活動に必要な資機材・資料の購入
④その他、ボランティア活動を継続的に行うために必要な活動
※この払出は、年度を単位としています。
令和8年度中の活動にかかる必要経費で申請してください。
※年間事業費総額の10%以上の自主財源が必要です。
※自らの責任において負担すべき経費（人件費・飲食費など）は対象外です。
4. 払出額 1件 3万円以内（総額45万円）
5. 申込方法 払出申請書（第1号様式）に、①前年度収支決算書（様式不問）、②事業計画書、③団体概要、④収支予算書、⑤団体の定款や規約、⑥役員名簿（氏名・住所・電話）、⑦会員名簿（氏名・住所）を添付し、区社会福祉協議会まで提出してください。※原則持参。郵送の場合は、必ず事前に電話連絡をいれてください。
6. 申込期間 令和8年3月2日（月）～19日（木）午後5時必着
7. 選考方法 申請書類に基づき、善意銀行運営委員会で審査し、払先と払出額を決定します。なお、払出されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
8. 決定通知 結果については、文書で通知します。（7月上旬予定）
《決定通知後の手続きのおおまかな流れ》
・「払出請求書（第3号様式）」を提出
・払出額を7月末までに振込予定
・事業完了後30日以内に「事業完了報告書（第4号様式）」及び必要書類を提出
*詳しくは、払出決定団体にお知らせします。
*第3号様式、第4号様式は決定先に別途送付します。
9. 留意事項
- (1) 申請日以降に、申請内容や役員などに変更がある場合はすみやかに届出ください。また、正当な理由がなく、申請内容に虚偽があったときや委員会が不適切と判断した場合、返還いただく場合もありますので、ご注意ください。
 - (2) 申込受付後、必要に応じて別途書類の提出依頼や電話又は訪問等による問い合わせをさせていただくことがあります。
 - (3) 助成決定団体は、北ボラ活動部会（ボランティアによる定例部会：毎月第3金曜日開催）等にて、活動内容の報告を求める場合があります。
 - (4) この「福祉ボランティア活動応援資金」の払出を受けた団体が、大阪市ボランティア振興基金や、他区の善意銀行払出助成事業等からも助成を受けた場合、交付の決定を取り消します。

《申し込み・問い合わせ先》

社会福祉法人 大阪市北区社会福祉協議会
北区ボランティア・市民活動センター

〒530-0026 大阪市北区神山町15-11

電話番号（06）6313-5566 ファックス番号（06）6313-2921

メールアドレス：kitamail@osaka-kita.kusyakyou.or.jp

ホームページ：<http://osaka-kita.kusyakyou.or.jp>